瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

令和元年7月18日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第5号

瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例

瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例(昭和50年瀬戸市条 例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前					
(開館時間)	(開館時間)					
第5条 ミュージアムの開館時間は、午前9時か	第5条 ミュージアムの開館時間は、午前9時か					

ら午後5時までとする。ただし、市長が特に必ら午後6時までとする。ただし、市長が特に必 要と認める場合は、これを変更することができ 要と認める場合は、これを変更することができ

る。

別表(<u>第7条関係</u>)						_	別表(<u>第6条関係</u>)					
施設	区分	入館料の額					施設	区分	入館料の額			
		1回券(1人に		1年券(1					1回券	(1人に	1年券(1	
		つき)		人につき)				つき)		人につき)		
		個人	20人						個人	20人		
			以上の							以上の		
			団体							団体		
瀬戸	一般	円	円		円		瀬戸	一般	円	円	円	
蔵ミ		520	410	1,	5 7 0		蔵ミ		500	400	1, 500	
ュー	大学	310	250		940		ュー	大学	300	240	900	
ジア	生又						ジア	生又				
ム	は高						ム	は高				
	校生							校生				

	6 5	3 1 0	250	940		6 5	300	240	900		
	歳 以					歳以					
	上の					上の					
	者					者					
備考(省略)						備考(省略)					

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「第6条関係」を「第7条関係」に改める部分に限る。)の改正規定は公布の日から、同表の改正規定(「第6条関係」を「第7条関係」に改める部分を除く。)は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表(「第6条関係」を「第7条関係」に改める改正規定を 除く。)の規定は、令和元年10月1日以後に納付される入館料につい て適用し、同日前に納付される入館料については、なお従前の例による。